

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和2年3月31日(火)

東京労働局職業安定部職業対策課  
課長 古宮 善彦  
課長補佐 山本 貴彦  
地方障害者雇用担当官 松本 利美子  
地方障害者雇用担当官 橋本 久美子  
電話 03-3512-1664(ダイヤル)  
FAX 03-3512-1566

## 障害者雇用が進んでいない東京都教育委員会に対して 障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国および地方公共団体に法定雇用率以上の対象障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

東京都教育委員会においては、平成30年6月1日現在、教育委員会に義務付けられている法定雇用率2.4%を達成できていなかったため、平成31年1月に2年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、中間時点に当たる令和元年12月1日現在、この採用計画を適正に実施していません。

このため東京労働局は、東京都教育委員会に対し、障害者雇用促進法第39条第2項の規定に基づき、採用計画を適正に実施するよう、厚生労働大臣名による勧告を行いました。

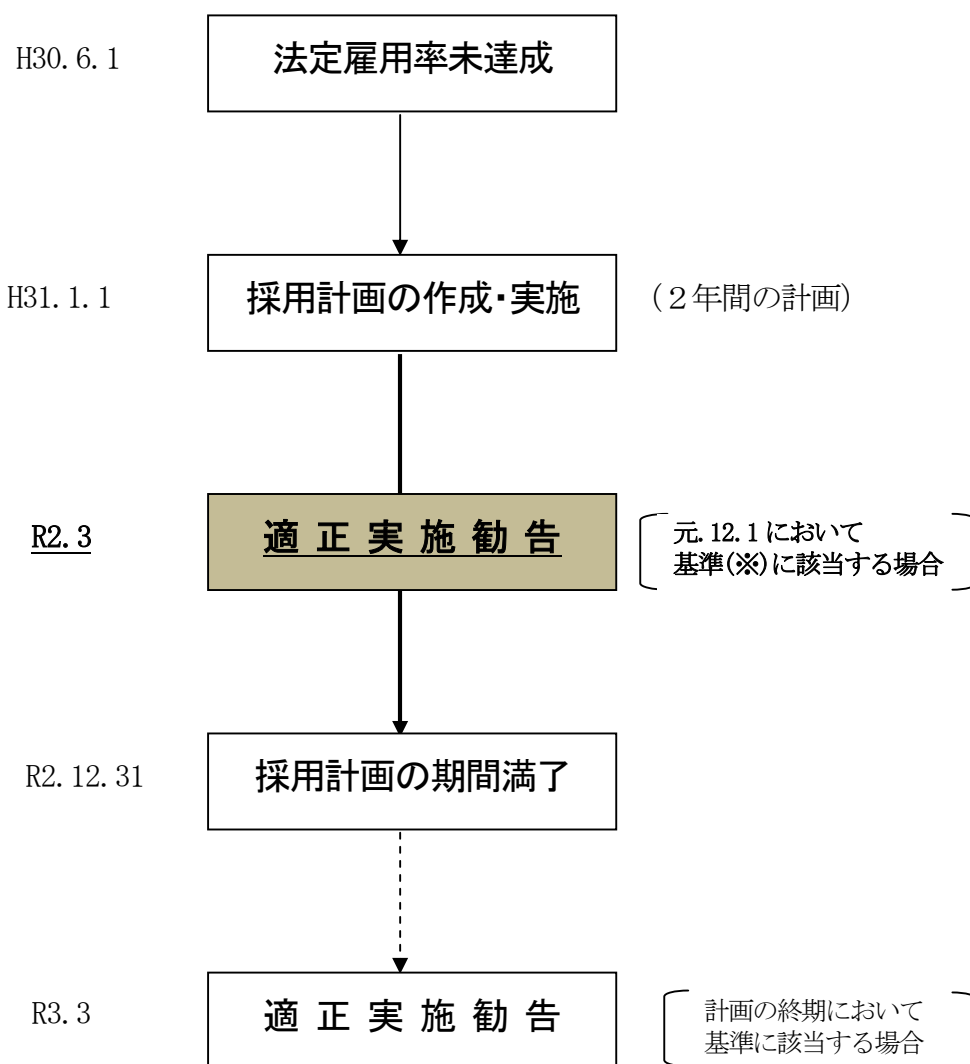
### 記

#### ○東京都教育委員会の障害者任免状況及び採用計画実施状況

	障害者採用計画		平成30年6月1日現在				令和元年12月1日現在						
			在職状況				在職状況				採用計画実施状況		
	① 採用 職員数	② 採用 障害者数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	③ 採用 職員数	④ 採用 障害者数	計画 実施率 (※)
東京都教育委員会	7,752.0	218.0	43,721.0	929.5	2.13	119.5	48,255.0	869.0	1.80	289.0	6,630.5	97.0	52.0

※計画実施率＝  $\frac{④}{③}$   
 $\frac{②}{①}$

## 都道府県教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



### (※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間の始期の年の12月1日の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

## 関係条文

### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは、「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは、「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。